

千葉県報

定例
平成24年6月19日

第12723号

報 県 千 葉 第 1 2 7 2 3 号

平成24年6月19日(火曜日)

規則	知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則	一
告示	児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	一
告示	平成十七年千葉県告示第四百五十二号の一部を改正する告示	六
告示	平成十七年千葉県告示第五百五十七号の一部を改正する告示	六
告示	平成十八年千葉県告示第六百八十四号の一部を改正する告示	六
告示	生活保護法等に基づく指定介護機関の指定(二件)	七
告示	地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託	九
告示	道路の供用開始	九
告示	地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託	九
告示	千葉県収用委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示	九
告示	鳥獣保護区の区域の拡張予定	一〇
告示	鳥獣保護区の区域の拡張に関する公聴会の開催	一〇
告示	特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請	一〇
告示	特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請(二件)	一〇
告示	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(四件)	一一
告示	土地改良区役員の退任及び就任(三件)	一三
告示	指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調書の縦覧	一四
告示	収用委員会公告	一四
告示	土地収用法に基づく審理の開始	一四
告示	特定調達公告	一五
告示	落札者等の公告(二件)	一五

知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第五十四号

知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則(平成二十一年千葉県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項前段中「同項第一号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(申出をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第一号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

二 委託申出者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして知事が適当と認める書類であつて、申出をする日前三十日以内に作成されたもの

第十四条の表第八条第二項の項上欄中「第八条第二項」を「第八条第二項各号列記以外の部分」に改め、同表中同項の次に次のように加える。

第八条第二項第一号	前項第一号	第十四条において準用する前項第一号
第八条第二項第二号	前号	第十四条において準用する前号

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(経過措置)

2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の知事が行う統計調査に関する千葉県統計調査条例施行規則第八条第二項第二号(同規則第十四条において準用する場合を含む。)に掲げる書類とみなす。

児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十九日

規則

千葉県規則第五十五号

千葉県知事 鈴木 栄治

児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の支給及び指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成十八年千葉県規則第二百十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則

第一条中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に、「及び指定知的障害児施設等」を「並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設」に改める。

第三条の見出し中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条第一項中「障害児施設給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減免事由該当申告書」を「障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減免事由該当申告書」に改める。

第四条の見出しを「（入所給付決定保護者の氏名等の変更の届出）」に改め、同条第一項第一号中「障害児施設給付費支給申請内容変更届出書」を「障害児入所給付費支給申請内容変更届出書」に改め、同項第二号中「障害児施設給付費利用者負担額減免申告内容変更届出書」を「障害児入所給付費利用者負担額減免申告内容変更届出書」に改める。

第五条の見出しを「（入所受給者証の再交付の申請）」に改め、同条中「施設受給者証再交付申請書」を「入所受給者証再交付申請書」に改める。

第六条の見出し中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同条中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「災害等による障害児施設給付費の支給の特例に関する申請書」を「災害等による障害児入所給付費の支給の特例に関する申請書」に改める。

第七条の見出しを「（高額障害児入所給付費の支給の申請）」に改め、同条中「高額障害児施設給付費支給申請書」を「高額障害児入所給付費支給申請書」に改める。

第八条の見出しを「（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等の申請）」に改め、同条中「第二十四条の九第一項」を「第二十一条の五の十五第一項及び第二十四条の九第一項」に、「及び法」を「並びに法第二十一条の五の十六第一項及び」に、「指定知的障害児施設等指定申請書」を「指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設指定（更新）申請書」に改める。

第九条の見出しを「（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の変更等の届出）」に改め、同条中「法」の下に「第二十一条の五の十九第一項及び」を加え、「指定知的障害児施設等申請事項変更届出書」を「指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設申請事項変更届出書」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第二十一条の五の十九第一項の規定による事業の再開の届出は、指定障害児通所支援事業再開届出書（別記第九号様式の二）により行うものとする。

3 法第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、指定障害児通所支援事業廃止・休止届出書（別記第九号様式の三）により行うものとする。
第十条の見出しを「（指定障害児入所施設の指定の辞退の届出）」に改め、同条中「指定知的障害児施設等指定辞退届出書」を「指定障害児入所施設指定辞退届出書」に改める。

第十一条の見出しを「（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する情報の提供）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設」に改める。

第十二条中「障害児施設給付費等」を「障害児入所給付費等」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設」に改める。
別記第一号様式を次のように改める。

別 記

第一号様式 (第三条第一項)

障害児入所給付費 (特定入所障害児食費等給付費) 支給申請書
兼利用者負担額減免事由該当申告書

千葉県 児童相談所長 様

年 月 日

障害児入所給付費 (特定入所障害児食費等給付費) の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ 氏 名	生年月日		年	月	日	
	居住地	〒					
フリガナ 支給申請に係る 障害児氏名		電話番号		生年月日	年	月	日
		続柄	性別				
身体障害者 手帳番号	療育手帳 番号	精神障害者保健 福祉手帳番号					
被保険者証の 記号及び番号※		保険者名及び番号※					

※ 医療型障害児入所施設又は指定医療機関 (肢体不自由児・重症心身障害児) の利用を申請する場合は、支給申請に係る障害児の加入する医療保険について記載してください。

サービスの利用状況		障害福祉サービス (居宅サービス)	利用中のサービスの種類と内容等
		指定通所支援 (通所サービス)	利用中の事業所名等
		指定入所支援 (入所サービス)	利用中の施設名等
申請に係る指定入所支援の種類等	種類	<input type="checkbox"/> 障害児入所施設 <input type="checkbox"/> 指定医療機関 (肢体不自由児・重症心身障害児)	
	具体的内容		

I 負担上限月額等の算定のために必要な事項
下記の区分のうち、○を付した項目に該当します。

- 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) に基づく支援給付を受けている世帯に属する者の合計額が80万円以下のもの
- 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が28万円以下のもの
- 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
- 市町村民税課税世帯に属する者であって、世帯の市町村民税所得割の合計額が28万円未満のもの
- 市町村民税課税世帯に属する者であって、4以外のもの

II 医療型個別減免に関する事項 (医療型障害児入所施設入所者等に限る。)

III 特定入所障害児食費等給付費に関する事項 (福祉型障害児入所施設入所者に限る。)

IV 生活保護への移行予防措置に関する事項

境界層対象者証明書 (児童福祉法施行令第27条の2第1項第4号に該当する者であることと福祉事務所長が証明した書類をいう。) の交付を受けているので添付します。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人	<input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下欄に記入)
フリガナ 氏 名	〒	
住 所	電話番号	

注
1 事実関係を確認できる書類を添付してください。
2 該当する□を塗り潰すか、又はレ印を付して申請及び申告してください。

「福祉型施設入所者」や「福祉型障害児入所施設入所者」に「塗り潰す」や「塗り潰す」に
「障害児施設給付費支給申請内容変更届出書」や「障害児入所給付費
支給申請内容変更届出書」に「施設給付決定保護者」や「入所給付決定保護者」に
「施設受給者証」や「入所受給者証」に「塗り潰す」
「障害児施設給付費利用者負担額減免申告内容変更届出書」や「障害
児入所給付費利用者負担額減免申告内容変更届出書」に「障害児施設給付費 (障害児施
設医療費) や「障害児入所給付費 (障害児入所医療費)」に

第八号様式 (第八条)

受付番号

指定障害児通所支援事業所 指定 (更新) 申請書
指定障害児入所施設

年 月 日

千葉県知事 様
申請者 所在地
(設置者) 名称 代表者

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設に係る指定 (更新) を受けたいので、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

□ II 医療型個別減免に関する事項 (医療型施設入所者に限る。)

下記の区分のいずれかに該当することとなった (しなくなった) ので、届け出ます (該当することとなった項目番号のいずれかに○を付してください。)

- 施設入所者が 20 歳以上で、かつ、市町村民税非課税世帯の者
- 施設入所者が 20 歳未満の者

□ III 特定入所障害児食費等給付費に関する事項 (福祉型施設入所者に限る。)

下記の区分のいずれかに該当することとなった (しなくなった) ので、届け出ます (該当することとなった項目番号のいずれかに○を付してください。)

- 施設入所者が 20 歳以上で、かつ、市町村民税非課税世帯の者
- 施設入所者が 20 歳未満の者

□ II 医療型個別減免に関する事項 (医療型障害児入所施設入所者等に限る。)

医療型障害児入所施設又は指定医療機関の利用者となった (でなくなった) ので、届け出ます。

□ III 特定入所障害児食費等給付費に関する事項 (福祉型障害児入所施設入所者に限る。)

福祉型障害児入所施設の利用者となった (でなくなった) ので、届け出ます。

「塗りつぶす」や「塗り潰す」は記入。

「施設受給者証の再交付申請書」や「入所受給者証再交付申請書」及び「施設受給者証の」や「入所受給者証の」及び「施設受給者証を」や「入所受給者証を」は記入。

「災害等による障害児施設給付費の支給の特例に関する申請書」や「災害等による障害児入所給付費の支給の特例に関する申請書」及び「障害児施設給付費」や「障害児入所給付費」及び「塗りつぶす」や「塗り潰す」は記入。

「高額障害児施設給付費支給申請書」や「高額障害児入所給付費支給申請書」及び「高額障害児施設給付費の」や「高額障害児入所給付費の」及び「施設受給者証番号等」や「入所受給者証番号等」及び「高額障害児施設給付費を」や「高額障害児入所給付費を」は記入。

別記第八号様式及び第九号様式を次のように改め。

事業所 (施設) 所在地市町村番号			
フリガナ	名称	(郵便番号 —) 都道府県 市区	
主たる事務所の所在地		(郵便番号 —) 都道府県 市区	
法人である場合その種別		法人所轄庁	
連絡先	電話番号	FAX番号	
代表者の職・氏名・生年月日	職名	フリガナ	氏名
生年月日	都道府県	市区	
代表者の住所	(郵便番号 —) 都道府県 市区		
フリガナ	名称	(郵便番号 —) 都道府県 市区	
施設の所在地	千葉県 市区		
施設種別	指定 (更新) 申請する施設の 支援開始年月日	現に受けている指定の有効期間満了日	
同一施設内において行う 事業等の種別	事業種別	番号	
備考			

備考

- 「受付番号」 「事業所 (施設) 所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、「株式会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一施設内において行う事業等の種別」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種別を記載してください。
- 「事業所番号」欄には、申請を行う千葉県において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

第九号様式 (第九条第一項)

指定障害児通所支援事業所 申請事項変更届出書
指定障害児入所施設

千葉県知事 様

年 月 日

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

指定内容を変更した施設	名 称								
	所 在 地								
	支 援 の 種 類								

変更があつた事項	変更の内容
1 事業所 (施設) の名称	(変更前)
2 事業所 (施設) の所在地 (設置の場所)	
3 申請者 (設置者) の名称	
4 申請者 (設置者) の主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6 役員の氏名、生年月日及び住所	
7 定款・審附行為等及びその登記事項証明書又は条 例等 (当該指定に係る事業に関するものに限 る。)	(変更後)
8 医療法第7条の許可を受けた病院であることを証 する書類 (医療型障害児入所施設に限る。)	
9 事業所 (施設) の構造概要、平面図及び設備の概 要	
10 事業所 (施設) の管理者の氏名、生年月日、住所 及び経歴	
11 事業所 (施設) の児童発達支援管理責任者の氏名、 生年月日、住所及び経歴	
12 主たる対象者	
13 運営規程	
14 障害児通所給付費等の請求に関する事項	

- 備考
- 1 該当項目番号に○を付してください。
 - 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 - 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

別記第九号様式の次に次の別記様式を加える。
第九号様式の二 (第九条第二項)

指定障害児通所支援事業再開届出書

千葉県知事 様

年 月 日

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

次のとおり事業の再開をしますので届け出ます。

事業所番号	事業所名称	再開した年月日
	再開した事業所 名 称 所 在 地 サービスの種類	年 月 日

- 備考
- 1 再開した事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一
覧表を添付してください。
 - 2 再開の日から10日以内に届け出てください。

第九号様式の三 (第九条第三項)

指定障害児通所支援事業廃止・休止届出書

千葉県知事 様

年 月 日

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

㊦

次のとおり事業の廃止・休止をしますので届け出ます。

事業所番号	事業所名称	所在地	カービスの種類	廃止・休止する年月日	廃止・休止する理由	現に指定障害児通所支援を受けている者に対する措置	休 止 予 定 期 間
				年 月 日			年 月 日

備考 廃止し、又は休止する日の1月前までに届け出てください。

別記第十号様式中「指定知的障害児施設等指定辞退届出書」を「指定障害児入所施設指定辞退届出書」の「印」を「㊦」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の支給及び指定的障害児施設等の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

千葉県告示第四百二十九号

平成十七年千葉県告示第四百五十二号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

表新京成電鉄株式会社の項所在地の欄中「鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目一番一二号」を「鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目一番一二号」に改め、同表北総鉄道株式会社の項所在地の欄中「鎌ヶ谷市初富九二八番地」を「鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目二番三号」に改め、同表総武流山電鉄株式会社の項法人の名称の欄中「総武流山電鉄株式会社」を「流鉄株式会社」に改め、同表京葉臨海鉄道株式会社の項所在地の欄中「千葉市中央区新千葉一丁目一番一号」を「千葉市中央区新町一八番地一四」に改め、同表社団法人千葉県薬剤師会の項所在地の欄中「千葉市中央区千葉港七番一号」を「千葉市中央区問屋町九番二号」に改め、同表株式会社ベイエフエムの項所在地の欄中「千葉市中央区一丁目一番一号」を「千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一」に改め、同表千葉県道路公社の項所在地の欄中「千葉市中央区中央四丁目一三番二八号」を「千葉市中央区中央二丁目五番一号」に改める。

千葉県告示第四百三十号

平成十七年千葉県告示第五百五十七号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

表社団法人千葉県看護協会の項法人の名称の欄中「社団法人千葉県看護協会」を「公益社団法人千葉県看護協会」に改める。

千葉県告示第四百三十一号

平成十八年千葉県告示第六百八十四号(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

表日本瓦斯株式会社の項所在地の欄中「東京都中央区八丁堀三丁目五番二号」を「東京都中央区八丁堀二丁目一〇番七号」に改める。

千葉県告示第四百三十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

名称	介護老人保健施設 設泉水ガーデンホーム	所在地	夷隅郡大多喜町泉 水六七四	施設の種類	介護老人保健施設	指定年月日	平成二十三年十月一日
----	---------------------	-----	---------------	-------	----------	-------	------------

千葉県告示第四百三十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

事業者の名称	医療法人史祥会	主たる事務所の所在地	木更津市ほたる野三の二四の一	指定に係る事業所の名称	ほたる野歯科医院	事業所の所在地	木更津市ほたる野三の二四の一	サービスの種類	居宅療養管理指導	指定年月日	平成二十三年十一月一日
株式会社グラム	東京成城七の八の一八	中川薬局新松	松戸市新松	介護予防居	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

株式会社ベス トステージ	大阪府東大 阪市横枕二 の一四	茶話本舗デイ サービス新田	市川市新田 三の二五の 八	通所介護	平成二十三 年十二月一 日
アースサポー ト株式会社	東京都渋谷 区本町一の 八の七	アースサポー ト木更津	木更津市木 更津二の二 の四一	訪問介護	〃
アースサポー ト株式会社	東京都渋谷 区本町一の 八の七	アースサポー ト木更津	木更津市木 更津二の二 の四一	訪問介護	〃
医療法人社団 しらゆり会	松戸市西馬 橋幸町五五	しらゆり歯科 医院	松戸市西馬 橋幸町五五	居宅療養管 理指導	〃
医療法人社団 しらゆり会	松戸市西馬 橋幸町五五	しらゆり歯科 医院	松戸市西馬 橋幸町五五	介護予防居 宅療養管理 指導	〃
千葉県高齢者 生活協同組合	千葉市美浜 区真砂五の 二一の二二	花いちりん栄	松戸市栄町 五の三四一 の七	訪問介護	〃
千葉県高齢者 生活協同組合	千葉市美浜 区真砂五の 二一の二二	花いちりん栄	松戸市栄町 五の三四一 の七	訪問介護	〃
株式会社ベールヘルツ	松戸市松戸 新田三〇	デイサービス 未来倶楽部 イースト	松戸市金ヶ 作二八二の 六七	通所介護	〃
株式会社ベールヘルツ	松戸市松戸 新田三〇	デイサービス 未来倶楽部 イースト	松戸市金ヶ 作二八二の 六七	通所介護	〃
株式会社ベールヘルツ	松戸市松戸 新田三〇	デイサービス 未来倶楽部 イースト	松戸市金ヶ 作二八二の 六七	通所介護	〃
医療法人社団 鐘韻会	習志野市谷 津五の六の 一四	まきた内科医 院	習志野市谷 津五の六の 一四	居宅療養管 理指導	〃
医療法人社団 鐘韻会	習志野市谷 津五の六の 一四	まきた内科医 院	習志野市谷 津五の六の 一四	居宅療養管 理指導	〃
株式会社 フアーマシー	東京都千代 田区神田錦	あけぼの薬局 津田沼店	習志野市谷 津一の二八	居宅療養管 理指導	〃

株式会社ほがら らか	印旛郡栄町 安食ト杭新 田九〇四	和楽久ぼつく い	印旛郡栄町 安食ト杭新 田九〇四の	介護予防特 定施設入居 者生活介護	〃
株式会社吉田 工業	山武郡大網 白里町大網 四五〇の一	やさしい介護 支援センター ひまわり	山武郡大網 白里町大網 四五〇の一	介護予防訪 問介護	〃

千葉県告示第四百三十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。
平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

名称及び代表者の氏名 社会福祉法人日本保育協会 理事長 石井哲夫	所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目五三番一号	委託期間 平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 まで
--	--------------------------	--

千葉県告示第四百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、平成二十四年六月十九日から次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、平成二十四年六月十九日から三週間、縦覧に供する。
平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名 一般国道四百九号	供用開始の区間 富里市七栄字中木戸五七七番三八地先から成田市並木町 字大久保台二一九番三八九地先まで
-----------------	--

千葉県告示第四百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、船橋パークに係る使用料の徴収事務を次のとおり委託した。
平成二十四年六月十九日

名称及び代表者の氏名 船橋市漁業協同組合 代表 理事組合長 大野一敏	所在地 船橋市湊町一丁目二四番 六号	委託期間 平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 まで
--	--------------------------	--

収用委員会告示

千葉県収用委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十四年六月十九日

千葉県収用委員会会長 豊嶋 秀直

千葉県収用委員会告示第一号

千葉県収用委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示

千葉県収用委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程(平成十七年千葉県収用委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。
第四条中「実施機関」を「委員会」に改める。

第六条第二項前段中「同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を実施機関」を「次の各号に掲げる書類を委員会」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- 二 開示請求をしようとする者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして委員会が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

第十四条第一項、第十七条第一項、第二十条及び第二十八条中「実施機関」を「委員会」に改める。

附則

(施行期日)
1 この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。

(経過措置)
2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の千葉県収用委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保

護条例施行規程第六条第二項第二号(同規程第二十二條及び第三十條において準用する場合を含む。)に掲げる書類とみなす。

公 告

鳥獣保護区の区域の拡張予定

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條第一項の規定により、昭和四十七年千葉県告示第七百五十三号(鳥獣保護区の指定)で指定した夷隅鳥獣保護区を次のとおり拡張する予定である。

当該鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案は、平成二十四年六月十九日から七月二日までの間、千葉県環境生活部自然保護課及び夷隅地域振興事務所地域環境保全課において縦覧に供する。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 名称
夷隅鳥獣保護区

二 区域

勝浦市と鴨川市との境界線と海岸汀線との交点を起点とし、同所から同境界線を北へ進み県道天津小湊夷隅線との交点に至り、同所から県道天津小湊夷隅線を北東へ進み県道勝浦上野大多喜線との交点に至り、同所から県道勝浦上野大多喜線を南へ進み勝浦市興津二、五一四番地地先の国道一二八号との交点に至り、同所から国道一二八号を東へ進み同市墨名七二一番地地先の国道二九七号との交点に至り、同所から国道二九七号を北西へ進み県道上布施勝浦線との交点に至り、同所から県道上布施勝浦線を北東へ進み夷隅郡御宿町道〇一〇六号線との交点に至り、同所から同町道〇一〇六号線を南へ進み同町道〇一一〇号線との交点に至り、同所から同町道〇一一〇号線を南東へ進み同町道〇一〇八号線との交点に至り、同所から同町道〇一〇八号線を南東へ進み国道一二八号との交点に至り、同所から国道一二八号を北東へ進みいすみ市と長生郡一宮町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東へ進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当地域は、いすみ市から勝浦市までの沿岸部及び夷隅郡御宿町から勝浦市までの内陸部から構成され、自然環境に恵まれた鳥獣の生息環境を形成している区域であり、

沿岸部はウミウ、クロサギ等、内陸部はオオタカ、サシバ等が生息し、また夷隅川河口や堰にはカモ類が渡来するため、多様な鳥獣の生息地として重要な区域と認められることから、森林鳥獣生息地の保護区として指定し、当地域における鳥獣の保護を図るものとする。

なお、区域内及び周辺において野生鳥獣の密猟取締りや狩猟者への指導、監視等を実施し、鳥獣の保護繁殖を図る。

鳥獣保護区の区域の拡張に関する公聴会の開催

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條第六項の規定により、鳥獣保護区の区域の拡張に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 開催日時 平成二十四年七月十一日(水曜日) 午前十時から

二 開催場所 千葉県夷隅合同庁舎二階大会議室(夷隅郡大多喜町猿稻一四番地)

三 案件 夷隅鳥獣保護区の区域の拡張について

四 公聴会に関する問い合わせ先 千葉県環境生活部自然保護課(電話〇四三(二二三)二九七二)

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 申請のあった年月日 平成二十四年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 NPO法人虹の家

2 代表者の氏名 宮崎登身雄

3 主たる事務所の所在地 長生郡長南町山内七三八番地

三 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人々が一般市民と等しく地域で普通の暮らしをしていける社会の実現を図るため、障害を持つ人々がグループホームで共同生活を送れるよう支援事業を行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年六月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人学童保育杉の子会
 - 2 代表者の氏名 小林健治
 - 3 主たる事務所の所在地 松戸市稔台七丁目一番地の二 日本福音ルーテル稔台教会
- 三 定款に記載された目的 この法人は、キリスト教精神にのっとり、子ども達が安心して利用することのできる学童クラブの運営を通し、子ども達の豊かな育ちの場の提供と、子育て家庭の支援を行う。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年六月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人谷田武西の原つばと森の会
 - 2 代表者の氏名 岩本洋子
 - 3 主たる事務所の所在地 白井市堀込二丁目三番一棟一〇三号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象に、千葉県白井市谷田・清戸地区及び印西市武西・戸神地区（以下、「谷田武西地区」という。）に広がる森林・草原及び湿地等からなる里山において、生物多様性を保持する観点から、その里山環境・自然環境を保全・再生する事業を行い、人と自然のよりよい関係の創生に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十四年六月十九日から十月十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十四年六月十九日から十月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール船橋
船橋市山手一丁目三五〇番地一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平
千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一
- 3 変更前の大規模小売店舗の名称
(仮称)イオン新船橋ショッピングセンター
- 4 変更後の大規模小売店舗の名称
イオンモール船橋
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平
千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平ほか
千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一ほか
- 7 変更年月日
平成二十四年四月二十五日
- 二 届出年月日
平成二十四年五月二十九日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十四年六月十九日から十月十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十四年六月十九日から十月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール成田

<p>2 成田市土屋字新着一、二六五番地二ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 イオンモール株式会社 代表取締役 村上教行 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 イオンモール株式会社 代表取締役 岡崎双一 変更年月日 平成二十三年五月十七日</p> <p>二 届出年月日 平成二十四年六月五日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課</p>	<p>5 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時から翌午前零時まで 6 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から翌午前零時まで 7 変更年月日 平成二十四年六月一日</p> <p>二 届出年月日 平成二十四年五月二十九日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課</p>
<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール船橋 船橋市山手一丁目三五〇番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平 千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一</p> <p>3 変更前の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後十一時 変更後の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前七時、閉店時刻は午後十時（イオンリテール株式会社については、午後十一時）</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スカイプラザユーカリが丘 佐倉市ユーカリが丘四丁目一番地一</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 山万株式会社 代表取締役 嶋田哲夫 東京都中央区日本橋小網町六番一号</p> <p>3 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時三十分から午後八時三十分まで 4 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後八時三十分まで 5 変更年月日 平成二十四年六月一日</p> <p>二 届出年月日 平成二十四年五月三十日</p> <p>三 縦覧場所</p>

千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市産業振興部産業振興課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八街市六区土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

八街市八街へ一九九番地一、〇七九

〃 〃 一九九番地三〇

〃 〃 木原二、五九三番地

〃 〃 二、五五五番地

〃 〃 八街へ一九九番地

〃 〃 八街ほ一、〇四三番地

〃 〃 〃 三八一番地

〃 〃 〃 一、〇三八番地

〃 〃 八街へ一九九番地六〇二

〃 〃 〃 二一四番地三六五

〃 〃 〃 木原二、六一〇番地二

二 退任監事

八街市大木六五七番地九

〃 〃 東吉田五六五番地一

〃 〃 八街へ一九九番地

三 就任理事

八街市八街へ一九九番地一、〇七九

〃 〃 一九九番地三〇

〃 〃 木原二、五九三番地

〃 〃 二、五五五番地

〃 〃 八街へ一九九番地

〃 〃 八街ほ一、〇四三番地

〃 〃 〃 三八一番地

〃 〃 〃 一、〇三八番地

〃 〃 八街へ一九九番地六〇二

〃 〃 〃 二一四番地三六五

四 就任監事

〃 〃 八街ほ一、〇三四番地

八街市大木六五七番地九
〃 〃 東吉田五六五番地一
〃 〃 八街へ一九九番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山武郡東部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
平成二十四年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 退任理事

山武郡横芝光町栗山二、四六三番地一

〃 〃 〃 鳥喰上一、一〇一番地

〃 〃 〃 鳥喰新田一四四番地

〃 〃 〃 屋形五、二七〇番地

〃 〃 〃 北清水二、五八九番地

〃 〃 〃 山武市蓮沼口の二、七七九番地

〃 〃 〃 二、七二五番地二

〃 〃 〃 松尾町本柏二、四七三番地三

〃 〃 〃 松尾町武野里二、八〇一番地

〃 〃 〃 松尾町松尾一〇二番地

〃 〃 〃 松尾町五反田二、三七五番地

〃 〃 〃 山武市蓮沼の二、八〇七番地

〃 〃 〃 松尾町木刀三〇四番地

〃 〃 〃 松尾町八田二六六番地

二 就任理事

山武郡横芝光町栗山三、三三八番地三

〃 〃 〃 鳥喰上一、一〇一番地

〃 〃 〃 鳥喰新田一四四番地

〃 〃 〃 屋形五、二七〇番地

〃 〃 〃 北清水二、五八九番地

〃 〃 〃 山武市蓮沼口の二、七七九番地

〃 〃 〃 二、九一六番地

〃 〃 〃 松尾町本柏二、四七三番地三

〃 〃 〃 松尾町木刀三〇四番地

山本 雄二
杉本 松則
荒畑 豊

鈴木 栄治

鈴木 藤太郎

太智 博代

小川 陽

實川 敏

川島 忠

小川 善郎

鈴木 孝雄

鈴木 新一郎

早野 英男

古谷 正之

渡辺 勝也

鈴木 孝一

鈴木 正之

鈴木 良一

加藤 利雄

<p>四 就任監事 " 松尾町松尾一〇二番地 " 松尾町五反田二、三七五番地 就任監事 山武郡横芝光町新島二、八〇七番地 山武市蓮沼二の一七七番地 " 松尾町武野里二、八〇一番地 " 松尾町八田二六六番地</p>	<p>古谷 正之 渡辺 勝也 鈴木 孝一 小高 正之 早野 英男 加藤 利雄</p> <p>夷隅郡大多喜町下大多喜一、一四三番地 " " " 一、八八四番地 " " " 一、九四五番地 野口 行司</p>
<p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、夷隅郡大多喜町下大多喜土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 平成二十四年六月十九日</p>	<p>漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出があった。 なお、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。 平成二十四年六月十九日</p>
<p>一 退任理事 夷隅郡大多喜町下大多喜一、八七二番地 " " " " 一、八三二番地 " " " " 一、一三五番地 " " " " 一、一五四番地 " " " " 一、九四六番地 " " " " 一、九〇五番地 " " " " 一、一四〇番地 " " " " 一、一七七番地</p>	<p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 届出事項 1 発起人の住所及び氏名 木更津市中里二丁目五番二六号 木更津市中里漁業協同組合 木更津市中里二丁目一番一四号 永峯 善次郎 木更津市中里二丁目一〇番一九号 鈴木 幸男 2 加入区 中里加入区 3 漁船損害等補償法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 木更津市中里漁業協同組合</p>
<p>二 退任監事 夷隅郡大多喜町下大多喜一、〇四五番地 " " " " 六番地 " " " " 一、八二四番地</p>	<p>二 指定漁船調書の縦覧 1 縦覧期間 平成二十四年六月十九日から七月三日まで 2 縦覧場所 木更津市中里漁業協同組合</p>
<p>三 就任理事 夷隅郡大多喜町下大多喜一、〇一一番地 " " " " 一、二一五番地 " " " " 一、一二七番地 " " " " 一、〇一二番地 茂原市長尾二、三二三番地六 夷隅郡大多喜町下大多喜一、八四二番地 " " " " 一、一二〇番地 " " " " 一、九五八番地</p>	<p>吉野 正夫 難波 富士夫 野村 俊文 浅野 芳丈 市原 義一 野口 初男 難波 伊作 難波 二郎 山岸 正範 市原 敏雄</p>
<p>四 就任監事 " " " " 一、九五八番地 " " " " 一、一二〇番地 " " " " 一、八四二番地 夷隅郡大多喜町下大多喜一、〇一二番地 " " " " 一、一二七番地 " " " " 一、二一五番地 " " " " 一、〇一一番地 茂原市長尾二、三二三番地六 夷隅郡大多喜町下大多喜一、八四二番地 " " " " 一、一二〇番地 " " " " 一、九五八番地</p>	<p>高松 武定 野村 寿次 難波 一緒 高松 棟一郎 市原 勲 中村 三喜男 三浦 昭詞 諸杉 のぶ</p>

収用委員会公告

土地収用法に基づく審理の開始
土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第五項の規定により、次のとおり審理を開始する。
平成二十四年六月十九日

千葉県収用委員会会長 豊嶋 秀直

一日時 平成二十四年七月二十日 午後二時
二 審理の内容 習志野市JR津田沼駅南口土地区画整理組合施行の習志野都市計画事業

JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業に係る土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第百一条第一項の規定による損失の補償に関する次の裁決申請事件について申請のあった宅地の所在及び地番

宅地の所在	地番(送前)
茨城県市谷津七丁目	九三三番一

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

平成 24 年 6 月 19 日

千葉県知事 鈴木 栄 治

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①テレビ広報番組制作・放送業務委託 一式 ②千葉県議会事務局総務課 千葉市中央区市場町1番5号 ③平成24年5月30日 ④千葉テレビ放送株式会社 千葉市中央区都町一丁目1番25号 ⑤50,741,250円 ⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

平成 24 年 6 月 19 日

千葉県知事 鈴木 栄 治

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

①健康管理業務委託(第1方面) 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③平成24年4月17日 ④社会保険船橋中央病院 船橋市海神

六丁目13番10号 ⑤57,790,572円 ⑥一般競争入札 ⑦平成24年3月6日

その2

①健康管理業務委託(第2方面) 一式 ②千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号 ③平成24年4月17日 ④一般財団法人君津健康センター 君津市君津1番地 ⑤77,383,992円 ⑥一般競争入札 ⑦平成24年3月6日

購読料

月ぎめ
一部一箇月一、一〇〇円(送料を含む。)
一六円

発行所

千葉県中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

〇四三(二三三)二一五二
〇四三(二三三)二六五八